

規約

前文 明治学院大学サイクリングクラブは、会活動を通じて大学生の自覚と良識のもとに強健な体を作り、ロードマンシップ、クラブマンシップを身に付け、自然に親しみ、より完全な学生、社会人となることをその目的とする。

第一章「総則」

第一条 本会は、明治学院大学サイクリングクラブと称する。(以下、本会と称する)

第二条 本会は、明治学院大学内に置く。

第三条 本会は、前文に於ける目標達成を本旨とする。

第四条 本会は、明治学院大学生によって構成され、運営される。

第五条 本会は、自転車競技部門と自転車旅行部門を置く。両部門は対等の立場にあり、会員はどちらか一方の部門に属する。

第六条 本会は、学内に於いて愛好会に属し、学外においては、自転車競技部門は日本学生自転車競技連盟に、自転車旅行部門は東日本学生サイクリング連盟に属する。

第二章「組織」

Ⅱ 第一節 総則Ⅱ

第七条 本会には、役員会・総会を置く。

Ⅱ第二節 役員会Ⅱ

第八条 役員会は、本会執行機関として、会活動に関する事項を審議・運営し、会活動に必要な細則を定める。

第九条 本会には、主将・副将・渉外・会計・自転車競技部門主務・自転車旅行部門主務・編集・備品・トレーニング・書記・保険・渉内の役員を置く。また、必要に応じて日本学生自転車競技連盟委員・東日本学生サイクリング連盟明治学院大学理事・同副理事の役員を置き、役員会を構成する。

第十条 右役員のほかに役員会が必要と認めた場合、総会の議決により新たに役員を置くことができる。尚、権利・義務は前条の役員と同等とする。

第十一条 両部門を通じて、役職は一人二役まで兼任することができる。但し、主将と副将の兼任及び自転車競技主務と自転車旅行主務の兼任はすることができない。

第十二条 役員の交代は原則として役員会の任命によるものとする。但し役員会に於いて最善と思われる方法がある場合は、この限りではない。

第十三条 役員の任期は1年間とし、原則として毎年十一月中旬をめぐりに交代する。尚、役員の再任はこれを妨げない。

第十四条 主将は、本会を代表する最高責任者として本会全ての会務を総括する。

第十五条 副将は、主将を補佐し、主将不在及び事故ある場合は、その職務を代行する。

第十六条 渉外は、愛好会関係の諸事務を行う。

第十七条 会計は、別条に定めた全ての会計職務を総括する。

第十八条 自転車競技部門主務は、自転車競技部門の試合及び練習を企画・実行する。

第十九条 自転車旅行部門主務は、自転車旅行部門の合宿を企画・実行する。

第二十条 平成十一年削除

第二十一条 編集は、部内機関紙を発行する。また、必要な印刷物を主将の許可に基づいて発行する。

第二十二条 備品は、本会所有備品の管理・貸し出しの一切を行う。また、会員の自転車の知識と安全に対する意識の向上を図る。

第二十三条 トレーナーは、トレーニングにおいてリーダーシップをとる。

第二十四条 書記は、ミーティング及び総会の議事録の作成・保存、及び愛好会への書類提出を行う。また、主将の指示に従い、合宿・行事等の事務処理を行う。

第二十五条 保険は、保険における諸事務を行う。

第二十六条 渉内は、OB・OG関係および公式コンパの諸事務を行う。

第二十七条 役員会は、役員の要請があつた場合、もしくは全会員の四分の一の要請があつた場合、主将が召集し開かれる。

第二十八条 役員の罷免は、役員が職務を怠つたと認められる場合、全会員の三分の二以上の議決によって、成立する。

第二十九条 主将は、役員が罷免された場合、ただちに役員会を招集し、役員全員一致の決議で十日以内に新たな役員を任命しなければならない。但し、主将が罷免された場合は、副将が役員会を招集する。

第三十条 総会は、本会の最高議決機関であり、その決議は本会の会活動を拘束する。

第三十一条 主将は、春季・秋季の年二回定期総会を召集しなければならない。又、必要に応じ任意に臨時総会を召集することができる。

第三十二条 春季総会は、次の事項に対し、審議等を行う。

第一項 本会規約に関して

第二項 本会細則に関して

第三項 役員会が必要と認めた事項

第三十三条 秋季総会は、次の事項に対し、審議等を行う。

第一項 当期会計報告

第二項 当期総括

第三項 次期役員任命

第四項 次期基調方針

第五項 役員会が必要と認めた事項

第三十四条 臨時総会は次の要件によって開催される。

第一項 役員会が認めた場合

第二項 全会員の三分の一以上の有効要求署名があつた場合

第三十五条 総会の成立は全会員の三分の二以上の出席を必要とし、その議決には出席者全員の過半数の承認を必要とする。

第三十六条 総会に於ける議長は、副将がこれを務め議事運営に関する一切の責務を負う。

第三十七条 総会に欠席する場合、議長に委任状を提出しなければならない。但し、有効委任状数は出席会員の四分の一までとする。

第三十八条 総会は開催日より一週間前までに全会員に通知しなければならない。但し、主将が必要と認めた場合は、この限りではない。

第三章「入会・休会・退会及び移籍」

Ⅱ第一節 入会Ⅱ

第三十九条 本会への入会は随時役員会が受け付け、役員会の承認を得た後、入会金を納入して正式に会員として認められる。

Ⅱ第二節 休会Ⅱ

第四十条 本会の休会はその会員が休会届を役員会に提出し、これが受理されたとき、成立する。但し、休会中の会費は納入しなければならない。

第四十一条 休会していた会員の復帰は、その会員がその旨を役員会に提出し、これが受理されたとき成立する。

Ⅱ第三節 退会Ⅱ

第四十二条 本会からの退会は以下の要件をもって行われる。

第一項 退会しようとする会員が退会届を役員会に提出し、これが受理された場合

第二項 役員会において除名決議がなされた場合

第四十三条 役員会の除名決議は以下の要件をもって行われる。

第一項 本会規約及び細則を著しく逸脱していると役員会が認めた場合

第二項 会員が著しい暴力事件等刑事事件を引き起こした場合

第三項 種々の事由により会員としてふさわしくないと役員会が判断した場合

第四十四条 会員からの除名決議は全会員の八分の一以上が同様の事由を明記し署名の上、役員会に提出しなければならない。

Ⅱ 第四節 移籍Ⅱ

第四十五条 自己の所属する部門から他部門への移籍は、その会員がその旨を、主将及び自己の所属する部門の主務、移籍しようとする部門の主務に提出し、これが受理されたとき成立する。

第四章〔会計〕

第四十六条 本会の会計年度は、役員交代時から役員交代の前日までとする。

第四十七条 本会の会計は、入会金、会費、課外活動費、保証人援助金、その他臨時収入をこれにあてる。

第五章〔監督〕

第四十八条 主将はOB会会員の中から自転車競技部門の監督選出をOB会会長に依頼できる。

第四十九条 監督は、主将の補助機関であり、自転車競技部門の強化・充実のため、主将に助言し、補佐する。

第六章〔補則〕

第五十条 本会規約を改正、補足するには、役員会、又は全会員の三分の一以上の連名によって起草し、総会の三分の二以上の決議により成立する。

第五十一条 本規約に関し、疑義を生じた場合、解釈決定は役員会が行う。

第五十二条 本改正規約は、平成二十二年十一月十七日より施行する。